

# 「フルハーネス型墜落制止用器具業務特別教育」受講報告

工作部門 土木建築実験機器管理班 平松正太郎

## 1. はじめに（目的等）

実験において高所での作業が必要な時は胴ベルトを使用していたが、2019年2月に労働安全衛生法施行令等の改正が行われ、“安全帯”は“墜落制止用器具”と名称を変更され、6.75mを超える高所の作業には、フルハーネス型の墜落制止用器具を使用しなければならない事となったため、今回特別教育を受講した。

## 2. 期間・場所

期間：令和7年1月20日(1日間)

場所：ロイヤルパワーアップスクール広島校

## 3. 参加者等

人数：35名

## 4. 研修内容

学科教育(4.5時間)

作業に関する知識

フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識

労働災害の防止に関する知識

関係法令

実技教育(1.5時間)

フルハーネス型墜落制止用器具の使用方法

## 5. まとめと感想

今回の特別教育を受講しての感想は、フルハーネス型の墜落制止用器具は実際に落下して吊られた際の荷重は分散し体へのダメージは確実に軽減され、またその時の姿勢は肩甲骨部分にあるD環から吊られ逆さまになることもないため、その後の救助作業もやりやすくなる。そのため今まで使用していた胴ベルトに比べると、安全性は間違いだと感じた。フルハーネス型は装着や作業における煩わしさを感じる部分はあるが、上記のことを考えると正しい装着方法や使用方法を守り、安全第一で業務を行っていきたい。